

新火葬場 10月1日より使用開始！

秩父広域市町村圏組合では、老朽化の進む秩父斎場に替わる新火葬場の建設を進めていましたが、今秋10月1日に仮オープンします。新火葬場は周辺の里山に包まれ、煙や臭いのない最新の火葬炉を備えた施設です。仮オープン後は現斎場の解体と駐車場整備を進めますので、来年3月中頃までは駐車台数が非常に少なくなります。ご迷惑をおかけしますが、葬儀のバスなどをご利用くださいますようお願いします。

なお、新火葬場の名称は引き続き「秩父斎場」です。来年3月31日までの仮オープン期間中は、駐車場や1日の火葬件数など一部に使用制限があります。期間中の使用料は、現斎場と同額です。詳細は、組合ホームページをご覧ください。

<http://www.c-kouiki.jp/news/kasou-ryoukin/>



新火葬場完成イメージ

問合せ 秩父広域市町村圏組合 業務課 ☎23-2489

浄化槽をお使いのかたは、

年1回の定期水質検査の受検が必要です

浄化槽をお使いのかたは「定期水質検査」「保守点検」「清掃」が法律により義務付けられています。

「定期水質検査」…年1回、浄化槽からの放流水などをチェックして浄化槽が十分浄化機能を発揮しているかを検査するものです。検査結果は、使用されているかたや保守点検業者に通知され、ふだんの維持管理に活かされます。

「保守点検」…年3～4回機器の点検・調整や消毒薬の補充を行うことです。

「清掃」…年1回、浄化槽の内部にたまつた固形物などの引き抜きや、機器類の洗浄のことです。

現在、家庭からの生活排水が川の汚濁原因の7割以上を占めています。浄化槽を安心して使い、地域の水環境を良好に保つために、浄化槽を使用されているかたは、必ず定期水質検査を受けるようにしましょう。

○定期水質検査の手数料(非課税)

10人槽以下(家庭用浄化槽) 5,000円

問合せ (社)埼玉県浄化槽協会法定検査部
熊谷市新堀915-10 ☎048-533-4700